

## 野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金について

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、栃木県の要請に応じて休業した施設を有する事業者に対して栃木県が支給する協力金に加算する形で、町独自の協力金を支給します。

### 【支給額】

1 事業者あたり10万円

### 【申請要件】

野木町協力金の支給対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の支給を受けていること。
- ② 町内に本社又は本店を有していること。

### 【申請受付期間】

9月30日(水)まで【当日消印有効】

### 【申請方法】

次に掲げる「申請に必要な書類」を作成し、郵送又は産業課へ持参する。

#### 1. 申請に必要な書類等の入手方法

町ホームページでダウンロードできるほか、町産業課と町商工会の窓口でも配布しています。

#### 2. 申請に必要な書類

- ① 野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書【様式第1号】
- ② 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給決定通知書の写し
- ③ 野木町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給請求書【様式第2号】
- ④ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか1つ。法人の場合は代表者のもの。)の写し

#### 3. 申請受付方法

##### 〈郵送の場合〉

申請書類を次の宛先へ郵送してください。  
〒329-0195 野木町大字丸林571番地  
野木町役場産業課 野木町協力金担当宛

##### 〈持参の場合〉

申請書類を役場産業課へ持参してください。

※3密(密閉・密集・密接)を回避するため、原則として郵送での申請にご理解・ご協力くださるようお願いいたします。

### 【その他】

該当しない事実や不正等が発覚した場合には、野木町協力金を返還していただきます。

問産業課 ☎ (57)4153

## 「定住促進補助金」のご案内

平成27年4月1日～令和2年3月31日に取得された住宅に対して交付しておりました補助金を令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得される住宅に対しても助成いたします。

※該当対象要件に一部変更がありますのでご注意ください。

※令和2年3月31日まで住宅を取得された方については、変更前の要件及び補助額となります。

### 【対象】

- ・令和2年4月1日～令和7年3月31日に取得された住宅(ただし、建て替えにより取得した住宅は除く)
- ・取得した住宅が建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること

### 【要件】

- ・住宅を取得した時点で40歳以下の方
- ・転入又は転居により新たに専用住宅、併用住宅又はマンション等の区分所有建物を取得する方
- ・住宅を取得し、取得から1年以内に入居し、かつその住宅に5年以上定住することを誓約した方
- ・入居する世帯員(生計同一者)が2名以上の方
- ・取得した住宅が共有名義であるときは、その代表の方
- ・世帯員に町税等の滞納がない方  
また、転入者は前住所地の市区町村税等の滞納がない方

### 【基本額】

新築住宅：10万円、中古住宅：10万円

### 【加算額】

- ・申請者が転入者の場合：2万円加算
- ※再転入者は転出から1年以上経過していること
- ・18歳までのお子様がいる場合：3万円加算

### 【補助金の申請方法と添付書類】

住宅を取得してから1年以内に、補助金交付申請書及び次の書類を提出してください。

- ① 世帯全員が記載されている住民票謄本(続柄記載)
- ② 定住誓約書
- ③ 建物登記簿の全部事項証明書の写し
- ④ 建物の平面図(間取図)及び住宅までの案内図
- ⑤ 町外からの転入者については、直近の住所地での完納証明書等(市区町村税等の滞納がないことを証明できる書類)
- ⑥ 登記の遅延(取得から登記までが年度をまたぎ、申請要件が変わる場合など)にあっては、物件の取得を確認できる書類

問未来開発課 ☎ (57)4178